

## WG2：製造業

### 2.1 マスターリスト

背景：財務大臣令（2012年12月9日付けNo.3578/MOF）の規定により、マスターリストの変更回数（2回まで）、マスターリストの申請上限額（登録資本金額を超えるものは不許可）、緊急輸入の上限額（3万ドル）に制限が課されている。

#### 日本側

本件について、昨年から規制の撤廃を求めてきており、10月31日に第1回WG会合を実施。同会合において、計画投資大臣合意（以下「本合意」という。）のドラフト（10月23日付）では、マスターリストの変更回数、申請上限額及び緊急輸入時の上限額について撤廃又は緩和が実現されると伺っているところ、本合意のドラフトの内容について確認したい。

2点目として、マスターリストの変更申請について、申請受理後7日以内に審査が開始されるとの規定があると伺ったが、事実か。

3点目として、マスターリストの許可期限は1年間であるが、その期間は1月～12月であるのか、申請が許可された日を起算日として1年間であるのか。

最後に、本合意の承認に向け、現在ソーンサイ副首相の承認待ちと伺っているが、進捗状況を教えて欲しい。

#### ラオス側

本合意は現在投資奨励管理委員長であるソーンサイ副首相の承認待ちの状態である。

マスターリストの変更申請受理後、7日以内に許可できるよう内部調整を行っている。

マスターリストの許可期限については、企業の意見を優先し、申請の許可日から起算して1年間としている。

#### 日本側

弊社は製造業であるが、タイからミシンを輸入するため、マスターリストを申請したところ、商工業省（以下「MOIC」という。）の許可後、MPIの許可を得るのに2か月を要し、その間、輸入品はタナレーンに保管していた。輸入品の納期に遅れが生じると計画的な事業活動に支障をきたす。来年以降のMPIの対応はどうか。

#### ラオス側

通常、マスターリストの許可プロセスは、MOICにて各品目が免税対象となるか等審査が

行われる。その後 MPI に申請書類が転送される。MPI では毎週 1 回、MOIC が許可したマスターリストの申請を審査している。MOIC の承認を得ているため、細かい確認をせずとも許可するという方針をとっている。税法及び投資奨励法（2016 年改正法）第 12 条においても輸出企業の関税は免税となっている。御社の事案が未解決であれば、ご相談いただければすぐにでも解決に向け支援する。例えば一時的輸入(IM8)申請をしていただければマスターリストが完了していなくても輸入ができる。この申請は MPI にしていただければ翌日には許可を出すことが出来る。

#### 日本側

緊急輸入の上限額（3 万ドル）の規制は撤廃されたのか。

#### ラオス側

ご認識のとおり。MPI から首相府と投資奨励管理委員会に諮り、合意を得た後、委員会から財務省に対し財務大臣合意第 3578 号を取り消すよう通知した。

#### 日本側

マスターリストの申請上限額（登録資本金額を超えるものは不許可）に係る規制も撤廃されたとの理解でよいか。

#### ラオス側

然り。

#### ラオス側

先ほどの日系企業の問題について、製造物を全量輸出するのであれば、MOIC の許可のみで足りるのではないか。

#### 日本側

本件の輸入は既に完了していたが、MPI の許可を得るまでに 2 か月かかり、その間、弊社スタッフも数次 MPI を訪れている。弊社含め数十社が同様の問題を抱えていると聞いたこともある。円滑な投資活動のため、改善を要望する。

#### ラオス側

本合意の発効後は、MOIC の許可があれば、MPI の許可は得ずとも進められると思う。かつて日本企業のマスターリスト申請で過剰な額を申請していた事例がある。協議の結果半額で認可したこともある。日本企業からは正しい情報に基づく申請書の提出をお願いしたい。

#### 日本側

本合意はいつ頃承認される予定か。

#### ラオス側

首相府との連携を密にしつつ、今週中の承認を目指す。

#### ラオス側

輸入金額が実際の事業規模と合致していることが重要。

#### 日本側

製造物を全量輸出する企業の場合は、MPI への申請書提出は不要ということか。または、申請書提出は必要であるが、実質的に更なる審査をすることはないということか。

#### ラオス側

申請書の提出は不要。

#### 日本側

弊社はビエンチャン県で医療器具の製造を行っており、製造物の全量を輸出している。ビエンチャン首都ではない同県におけるマスターリストの申請手続手順についてご教示願いたい。

#### ラオス側

ビエンチャン市と同様の手続が同県商工業局にも当てはまると思う。フォーム 1-7 に記載いただき、同県商工業局に提出後、同県財務局に提出することになる。

#### 日本側

現在は、県の手続が完了すると中央の手続へと続く。2019 年以降は、同県商工業局内で申請手続が完結するということでよいか。

#### ラオス側

県と中央の所管が MOIC 内でどのようなになっているか、私もよく承知をしていない。MOIC に確認していただきたい。

## ラオス側

関税局では政府許可品と輸出用輸入品という区分で管理している。関税法及び投資奨励法において、輸出用輸入品は免税だが、国内販売用の輸入品は免税とはならない。マスターリストの申請は、ビエンチャン市以外の7箇所の関税区でも可能であり、MOICの許可後、マスターリストを関税局に提出する必要がある。

## 2.2 VAT 還付

背景：2013年よりVAT(Value Added Tax)が還付されなくなった。

### 日本側

CMT方式の製造業はVAT還付の対象外となっているが、ラオス籍の企業からも、同方式の製造業をVAT還付の対象にして欲しい旨要請が出ており、ラオス政府も対応する予定と理解しているが、進捗はどうか。

### ラオス側

財務省は同方式をサービス業とみなしている。

### ラオス側

財務省ではCMT方式を製造業ではなくサービス業とみなしているためVAT還付の対象外。したがってVATは還付されない。VAT法(No. 52/NA)に規定がある。

### 日本側

弊社では、2013年までの2年間は還付を受けていたが、その後還付されなくなったため質問したが、VAT法にCMT方式が対象外となる旨規定されているのか。

### ラオス側

然り。

### 日本側

VAT法を確認する。

### 日本側

弊社はビタパーク経済特区に工場を開設し、輸入地点をタナレーンに設定した上で、マス

ターリストの許可を受けているが、一度、輸出側の都合によりワットアイ国際空港から輸入した際に5%のVATを請求された。何故か。

#### ラオス側

どの担当官であろうとマスターリストに記載のとおりにより執行をする必要があり、担当官によって扱いが異なるということはあってはいけない。

#### 日本側

輸入地点をタナレーンに設定しているために、ワットアイ国際空港から輸入した際には免税にならないという理解でよいか。

#### ラオス側

輸入地点をワットアイ国際空港に変更する必要がある。

#### 日本側

輸入地点の変更は、マスターリストの変更が必要となるのか。また、どこに申請すればいいのか。

#### ラオス側

企業所在地を管轄する関税区（上述の7か所）にて変更申請が可能。原則としてマスターリストの変更が必要であるが、双方の手間も考え、ケースバイケースの対応が考えられる。

## 2.3 納税証明書

背景：財務省から発行される納税証明書は、輸出入等の各種手続きに必要となるが、同証明書の発行が遅れている。

#### 日本側

本年10月のWG会合では、前年度分の納税及び毎月の申告に問題がなければ、5営業日で納税証明書の発行が可能との説明があった。来年初頭発効予定の財務省規則において納税証明書発行手続も規定されると伺っているが、策定の進捗状況について確認したい。

#### ラオス側

納税証明書発行に際し、税法や会計法に準拠し審査を行っている。これには、1月から12月までの毎月の税務申告及び年末決算が必要である。それらが整っていること及び未払

いがないことを条件に5営業日以内に発行している。決算書に不明点がある場合には審査に時間を要することがある。また、書類等に問題点があり、審査が中断しているケースもあるため、各社担当スタッフには提出するのみならず必ず提出先へフォローアップを行うようにしてほしい。